

計画素案に関する委員意見等(第8回会議以降)への回答

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答	
第2章	1「推進計画(第1次)及び未来プラン(後期計画)の評価」(6~11ページ)	3「計画における成果指標の達成状況」(9~11ページ)	<p>■10ページの未来プラン(後期計画)の成果指標である「子育てについての相談体制に満足している人の割合」及び「特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合」について、目標の60%に対し、現状がそれぞれ32.8%、39.5%と伸び悩んでいるが、いかなる対策が欠けているのか。</p> <p>■10ページの未来プラン(後期計画)の成果指標をみると、目標1、目標3-1、目標4、目標5の達成率が低く、子どもの数の上昇の足を引っ張っていると思われるので、目標達成に向けた具体的な施策の実施をお願いしたい。</p>	<p>・子育てについての相談体制や特別な配慮が必要な子どもの支援体制については、常設の子育てサロンの設置促進、児童虐待対応の強化や障がい児支援の充実など、施策の充実に努めているところですが、札幌市の子育ての相談体制として積極的に取り組んでほしいことを市民に聞いたところ「相談窓口の場所や特徴をわかりやすく情報提供する」が44.6%で一番になるなど、様々な子ども施策に係る充実がすぐに市民評価につながらない可能性も考えられることから、取組内容のわかりやすい周知や市民の関心を喚起する取組なども必要であると認識しております。</p> <p>・未来プラン(後期計画)で評価の低い項目については、新計画の中でそれぞれ課題を整理しているところであり、施策の方向性を定めるとともに施策の改善など実施してまいります。</p>
	2「札幌市の子ども・子育ての現状」(12~39ページ)	1「子どもの現状」(12~26ページ)	<p>■12ページの図2「小学校就学後の放課後の過ごし方」において、高学年に比べ低学年の方が児童会館及びミニ児童会館の利用希望が高いと記載されているが、それが現実ならば、高学年も利用したくなるような場所にするのが大事なのではないか。</p> <p>■13ページの図4「安心していられる場所」について、例えば「自分の部屋」と回答した場合、自分の部屋での過ごし方として、ゲーム、テレビ、スマホ、ライン等が多ければ問題だと思うが、この図からはそこまで読み取れない。</p>	<p>・放課後児童クラブの利用を希望する高学年が安心して利用できるよう、過密化の解消等による質の向上に努めてまいります。</p> <p>・今後同様の調査を実施する際に、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
		3「少子化の現状」(35~39ページ)	<p>■札幌市の合計特殊出生率は以前から最低であり、また、望み通りの数の子どもを産めていないことがアンケート結果からもわかっている(35~36ページの図37・38・39)。合計特殊出生率が低い要因としては、経済的な支援の少なさ、労働環境改善等の仕事と子育ての両立が大きいことがアンケート結果から立証されており(36ページの図40)、この現実に対応した施策を実行しなければ、そのうち札幌市は消滅してしまうと考えられる。</p>	<p>・本計画では、仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランスの充実に努めていくとともに、経済的な支援についても、本市の財政状況を勘案したうえで支援してまいります。このほかにも、本計画では、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を目指しておりますが、そうした環境整備の結果、市民の子どもを生み育てたいと思う意識が向上することで、長期的に少子化対策にもつなげていきたいと考えております。</p>
第4章	基本目標1「子どもの権利を大切にす環境の充実」(45~61ページ)	基本施策2「子どもの意見表明・参加の促進」(49~52ページ)	<p>■51ページの「豊かな学びと多様な体験活動に対する支援」における「体験活動や学びの支援」の記載内容について、子どもの遊ぶことの重要性を明確にしていないのはなぜか。「自主性・社会性・創造性」を高めることを目的にするまでもなく、遊ぶことそれ自体が子どもにとって大切な活動であるし、国連の子どもの権利条約においても規定されている。</p>	<p>・「遊び」については、子どもの権利条約において保障されており、札幌市が制定した子どもの権利条例においても、子どもが様々な経験を通して豊かに育つための大切な権利として、第10条に規定しております。本計画では、条例の理念を実現するため、「豊かな学びと多様な体験活動に対する支援」を位置付けており、「遊び」の重要性については、この中に包括されると考えております。</p>
		基本施策3「子どもを受け止め、育む環境づくり」(52~57ページ)	<p>■54~55ページの不登校対策等では、スクールカウンセラー等が配置されているものの、スクールカウンセラーの負担が大きいため、スクールソーシャルワーカーや心のサポーターの増員をお願いしたい。</p>	<p>・スクールカウンセラーは子どもや保護者への教育相談の実施や、支援を検討する会議で手立てを助言するなどしており、心のサポーターは、その方針や計画をもとに一人一人の状況に応じた支援や、家庭訪問等の支援を実施しています。心のサポーターは、校内の状況に応じて複数配置している学校が多く、追加配置は運用時間内であれば可能です。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーは、困難を抱える家庭への支援や関係機関との連携が必要な場合に学校が派遣を要請して活用する人材であり、毎年増員を図っているところですが、現状も派遣の要請が増加傾向にあることから、今後も、各学校の要請にできる限り速やかに対応できるように、増員等、配置拡充を目指していきます。</p>
		基本施策4「子どもの権利の侵害からの救済」(57~61ページ)	<p>■59~60ページの児童虐待への対応について、各区に家庭児童相談室が設置されたことで、相談件数も増えているが、解決に至らないケースも多い。相談員等には、校長退職者のみならず、意欲的に相談業務をしている方を採用してほしい。</p> <p>■児童家庭支援センターが児童虐待の初期調査機能的扱いにされている。本来的な児童家庭支援センターの機能を発揮するためにも児童虐待への対応や権利救済に関する相談窓口として児童家庭支援センターを明記してほしい。</p>	<p>・家庭児童相談員などにおいて、学校関係者に限らず、相談業務に意欲的に取り組める方を採用しています。</p> <p>【計画本書を修正】                  ・ご指摘を踏まえ、58~59ページの「子どもの権利の侵害に関する相談及び救済」に「児童家庭支援センター運営費補助事業(再掲)」を追加しました。</p>
	その他	<p>■基本目標1については、基本的に「権利に関する推進計画」と歩調を合わせ、取り組まれる事業・取組名等は連動して掲載されるとの理解でよいのか。</p>	<p>・本計画の基本目標1には、推進計画と同様の事業・取組名等を掲載いたします。</p>	

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答	
第4章	基本目標2 「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」 (62～72ページ)	基本施策1 「働きながら子育てしやすい環境の充実」 (64～66ページ)	<p>&lt;労働者に対する支援について&gt;</p> <p>■労働者の処遇の改善等を含む人材の確保について、基本施策のひとつとして位置づけるべきだと考える。札幌市では、女性の非正規率が6割を超える現状にあり、非正規のまま子どもを生み育てることは非常に難しいので、少子化対策の妨げにもなるものである。この点については、会議でも多くの委員から意見が出ていたので、子育て支援に携わる労働者の労働の質の向上を目指していただきたい。</p>	<p>【計画本書を修正】</p> <p>・労働者の処遇改善は重要な課題であると認識しておりますが、札幌市単独での支援は難しい現状にありますので、国への働きかけが必要であると考えております。</p> <p>そこで、本計画においては、66ページの「放課後児童クラブの質の向上」に、放課後児童クラブに従事する者の処遇改善などに関する国への働きかけを記載したほか、74ページの「教育・保育の質の向上」にも、職員の処遇改善などに関する国への働きかけや施設等に対する支援を記載しているところです。</p>
			<p>&lt;保育施設等の整備、多様な保育サービスの提供について&gt;</p> <p>■64ページの「小規模保育事業」について、札幌市はA型を最優先するとの意向を示しているものと理解しているので、このA型優先の姿勢は今後も永久に堅持していただきたい。</p>	<p>・札幌市では小規模保育事業の中ではA型が最も望ましいと判断しており、保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合には、A型を優先したいという旨で基本方針案を定め、第5回子ども・子育て会議でご了承いただいているところです。</p>
			<p>■小規模保育所等と連携する連携保育所について、連携保育所は自身の施設の運営に加え小規模保育所等のサポートを行うことになるが、連携保育所には何らかのメリットがあるのか。</p>	<p>・連携施設については、小規模保育などの事業者と、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の設置者の間での合意のもと、協定により定めることとなっておりますが、各事業者のメリットについては、協定内容の協議の中で個別に定められるものと考えています。例えば教育・保育施設側のメリットとして想定される事例としては、小規模保育事業者から支払われる料金収入などが挙げられます。</p>
			<p>■64ページの「家庭的保育事業」について、連携施設の確保は事業者個人の努力では限界があると思われるので、連携施設の確保については札幌市が積極的に支援した方がよい。</p>	<p>・連携施設については、家庭的保育などの事業者と、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の設置者の間で調整し、設定することが基本となります。しかしながらその調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合には、事業者からの求めに応じて札幌市が紹介や仲介などを行うこととしています。</p>
			<p>■65ページの「休日保育事業」及び「夜間保育事業」について、多様な労働形態に合わせ、支援の幅を広げるためにも実施する保育所を全区に設置してほしい。</p>	<p>・休日保育事業・夜間保育事業については、事業実施可能な事業者の確保が難しい状況にあり、現行の利用状況も踏まえて、本計画では全区への設置を盛り込むことは難しいと考えております。</p>
		<p>&lt;ワーク・ライフ・バランスの推進について&gt;</p> <p>■少子化、子どもの健全育成を推進するためには、企業の取組を抜きには実現しないと考えますが、これに関する『未来プラン』での取組はあまり多くはない。その中で「ワーク・ライフ・バランス」の取組は重要と考えるが、現状の制度を見直し、企業への動機付けを強めることはできないか。①企業のメリットを現状より高める(例えば、札幌市だけでなく企業関係団体からも賛同を得て認証企業にメリットを出す。「育児休業助成金」の支給条件を緩和し「初めて」以外に2、3回まで認める。「男性の育児休業取得助成金」の企業条件の連続して5日以上とか有給休暇である等を緩和する等)、②認証条件を変更し影響力を大きくする(ただ宣言すれば良いレベルから実績により決まるレベルを設け、そのレベルによって企業へのメリットを変える等)、③認証の実績、企業の努力の実績・事実を市民に公表する(ワーク・ライフ・バランスの規定とは別に、育児休業の実績、男性の育児休暇等の実績を全市的に集約し公表する等)。</p> <p>■基本的に「子育てしながら働きたい」親の支援策は多数あるが、「子育てしたくても働かねばならない」「子育てを丁寧にした親への支援策は明確でないように思う。こうした育児をしたい親への支援や補償に対して札幌市はどのような手立てを用意しているのか。</p> <p>■ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって、企業のコアとなる経営層の意識を変えていくような取組を盛り込んでほしい。</p>	<p>・ワーク・ライフ・バランスの推進は、やりがいのある仕事と充実した個人生活(子育て等)が調和したバランスの良い働き方であり、働きたい保護者も、子育てを丁寧にした保護者にとっても推進が必要な仕組みと考えております。</p> <p>しかし、多くの企業で社内での推進は困難と感じており、また、せっかくの支援制度を活用する機会がないと考えていることがアンケートの結果で分かっております。</p> <p>そのため、66ページの「ワーク・ライフ・バランス推進事業」では、例えば企業が容易にはじめられる取組を課題ごとに整理するとともに、こちらから積極的に働きかけていく仕組みや、企業側にもメリットのある時間外労働の削減などの取組への相談支援の強化など、制度の見直しを考えております。</p> <p>また、経営層を対象とした研修やこれから就職を目指す学生などへの普及啓発についても検討することとしております。</p> <p>これら今後の事業の検討にあたっては、いただいたご意見を参考にさらに充実できるよう検討してまいります。</p>	

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答
第4章 基本目標2 「安心して子どもを 生み育てられる環 境の充実」(62～ 72ページ)	基本施策2 「親子の健康を支 える相談・支援の 充実」(66～68 ページ)	<p>■67ページの「母子保健訪問指導事業」は、産婦さんにとって心強い事業であると感じているが、訪問時の成長発達や母の体のことなどの話に加えて、困った時や不安な時に頼れる支援機関の情報や、誰かに頼ってもよいということを伝えてもらうことは可能か。家庭の中で子育てに煮詰まった時に、次の一手がある事を知らずに子育てしている方が多いと感じている。</p>	<p>「母子保健訪問指導事業」では、産後間もない親子へ家庭訪問を実施し、子どもの発達の確認や育児支援を行っております。ご意見にありますように、産婦の中には、育児不安や心配ごとを抱えている方も多く、訪問時には産婦の気持ちに寄り添うよう努めながら支援をしております。子育て支援センターや24時間対応の相談窓口、産後サポートなどの情報については「さっぽろ子育てガイド」を活用して行っておりますが、今後も工夫して取り組んでまいります。</p>
		<p>■67ページの「乳幼児健康診査」に前プランにはなかった5歳児健診が加わっているが、任意だと認識している。全5歳児対象でなければ、それが分かるような表記が必要でないか。また、これまで3歳児健診後は就学前まで義務付けられた健診はないが、我が子の成長に伴い、家庭では気付かなかったことが、集団生活に入り成長発達への不安に気付くことが多いとの声も聞かれることから、3歳～就学の間健診があると安心。(5歳児健診を義務付けるなど。)</p>	<p>・5歳児健診については、全5歳児を対象として案内を送付し、保護者の方にセルフチェック表を記入いただき、未就園児や体格・発達等にご心配のある場合に5歳児健診を受けていただいております。5歳児健診に限らず、乳幼児健康診査の受診は義務とはなっておりませんが、多くの方に受診していただけるよう、健診の受診日が選択・変更できるような見直しや未受診者への受診勧奨などを行っております。5歳児健診で支援が必要なお子さんと判断された場合には、就学までの期間が1年と短いことから、就学に向けた準備を速やかに開始できるよう、専門機関等を紹介し必要な支援につなげております。</p>
	基本施策3 「子育て家庭に対 する相談・支援の 充実」(69～71 ページ)	<p>＜施策の方向性について＞</p> <p>■子育てに関する情報の入手先について、33ページの図34をみると、行政機関の利用が少なく「家族・友人・知人」が最も多くなっている。この結果を踏まえると、相談時間が決まっている行政ではなく、地域力を高めた方が、時間に余裕のない働く親たちも相談しやすい環境が整うのではないか。</p> <p>■相談・支援の範囲について、全市的なエリアで支援していくことは規模が大きく困難。そのため、小さいエリアに区切って、そこにどうネットワークを形成していくのかということ計画に盛り込むとよいのではないか。</p>	<p>【計画本書を修正】</p> <p>・ご指摘のとおり、子育てに関する相談・支援の充実は行政だけで実現できるものではなく、地域との連携が重要であることから、基本施策3の＜施策の方向性＞(69ページ)に、「地域内の子育て支援に関わる施設や事業間の情報共有を推進するなど」という内容を加えた形で、地域との連携推進について明記しました。</p>
		<p>■基本目標4-基本施策2の「障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実」の施策の方向性が、基本目標2-基本施策3の「子育て家庭に対する相談・支援の充実」にも含まれるべきと考える。子育て支援総合センター→ちあふる→子育てサロンなどの相談・支援体制の中に、現実には障がいのある子どもや発達の気になる子どもとその家族があまり含まれていない。この点の強化が、はじめて「すべての子どもと子育て家庭を支える視点」(41ページ)を実現する大きな手立てと考える。特別な配慮がいる子どもを、特別な配慮の中だけで支えるのではなく、その手立ては用意しつつ、まず第1に社会が取るべき手立てと考える。</p>	<p>・基本目標2-基本施策3の「子育て家庭に対する相談・支援の充実」には、障がいのある子ども・発達が気になる子どもも含むものとして整理しているものですが、今後もすべての子育て家庭が気軽に参加できる雰囲気づくり等に努めてまいります。</p> <p>なお、子育てサロンにおける支援内容の下記のとおりとなります。</p> <p>＜支援内容＞</p> <p>・子育てサロンは、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流、情報交換ができる場として参加者に制限は設けておりません。子育て支援総合センターや各ちあふるで実施している札幌市直営の子育てサロンには保育士が常駐し、子育てサロンの場を通じて、基本的な生活習慣、発達、健康などの子育て相談にも応じ、特に個別の支援を必要とする乳幼児がいた場合には、関係機関と連携を図るなどしております。</p>
基本施策3 「子育て家庭に対 する相談・支援の 充実」(69～71 ページ)	<p>＜子育て支援に関する各事業・取組について＞</p> <p>■相談・支援窓口も増えて広報もしているが市民評価が低いという中で、何か新しい取組が考えられないかを検討してほしい。相談者を待つだけでなく、様々な背景をもつ保護者が相談しやすい事業を考えるとともに、相談だけでなく、一時保育についてもより利用しやすいよう考える必要があると思う。</p>	<p>【計画本書を修正】</p> <p>・子育ての相談・支援体制については、相談体制を含めて子育て支援に関わる情報をわかりやすく、積極的に提供していくことが今後の課題と認識しており、基本施策3の＜施策の方向性＞(69ページ)では、子育て支援情報の効果的な情報発信についての検討を記載しています。</p> <p>また、子育てサロンなど身近なところから適切な相談機関につながるなど地域における連携も重要であることから「地域内の子育て支援に関わる施設や事業間の情報共有を推進するなど」という内容を加えました。一時保育については、既存保育所での実施拡大や幼稚園等での利用拡大を働きかけるとともに、利用者支援事業におけるあっせんなどにより利用しやすい環境の実現を図ってまいります。</p>	
	<p>■69～70ページの「地域における子育て支援」に関する主な事業・取組について、関係者はこれら事業のほとんどで相談が行われていることがわかるが、一般の方はどの事業で相談が行われているかわかりにくいのではないか。</p>	<p>【計画本書を修正】</p> <p>・ご指摘を踏まえ、「地域における子育て支援」の主な事業・取組のはじめの方に子育ての相談に関する事業(「子育て支援総合センター事業」から「児童家庭支援センター運営費補助事業」まで)を掲載しました。また、子育ての相談に関する事業については、その事業内容に「相談」を行うということを明記しました。</p>	
	<p>■70ページの「地域での子育てサロン」について、週3回の常設子育てサロンができたことで、乳幼児の保護者の選択肢が増えたことは望ましいと思うが、一方、地域運営型の子育てサロンへ通う方が減少傾向にある。地域に根差した子育てサロンへ通うことにより地域の顔を知り、相談体制も充実するのではないか。</p>	<p>・地域の方が運営する子育てサロンは、開催時のみならず、日常的に地域の子育て家庭への声かけや見守り、育児の悩み相談等に対応し、親子が安心して子育てできる環境づくりにつながっており、地域での子育て支援のための基盤であると考えております。常設の子育てサロンの設置とあわせて、こうした身近な地域の方によるサロンへの運営支援を引き続き行うとともに、相互の連携が深められるような取組を進めることで、子育て家庭が気軽に相談できる機会の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>	

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答	
第4章	基本目標2 「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」(62～72ページ)	基本施策3 「子育て家庭に対する相談・支援の充実」(69～71ページ)	<p>■70ページの「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」について、新制度に移行し、待機児童が少なくなれば子どもを預ける家庭が増え、同ネットワークへの登録利用会員も増えると思われるが、現段階でのサポート支援状況を考えても、さらなる提供会員数の増員やスキルアップも必要と思われる。現在の年2回の研修では心許ない状況が考えられるので、登録のための研修とスキルアップ研修を増やせるよう検討していただきたい。</p>	<p>・札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業は、計画素案の「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」(88～127ページ)に基づき、提供会員の増員を図ることとしており、必要となる研修体制の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
			<p>■70ページの「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」について、健診再来の10か月児のみに絵本を配布しているが、4か月や1歳半健診で全員配布はできないのか。また、10か月児で配布する目的は何か。</p>	<p>・さっぽろ親子絵本ふれあい事業は、1歳半未満の乳幼児を対象としております。絵本を通じて親子が心ふれあうひとときをもつきっかけづくりを目的とし、保健センターで行われる10か月健診受診時の絵本の読み聞かせとあわせて、絵本等を配布する事業となっています。また、健診受診時に受け取れなかった場合には、その後も各区の子育て情報室で受け取ることができます。</p>
			<p>■札幌市内に既に4か所ほど設置されている「児童家庭支援センター」は地域における身近な相談窓口として開設されたはずであるのに、現在は虐待の予防防止に特化する形で認知が進んでいる。この状況に関し、本来の設置理念に基づき児童虐待の予防防止はもちろんのこと、乳幼児から若者の自立支援に至るまで幅広く相談・支援ができる機関として、基本施策3の「地域における子育て支援」における事業・取組として掲載してほしい。</p>	<p>【計画本書を修正】 ・ご指摘を踏まえ、69～70ページの「地域における子育て支援」に「児童家庭支援センター運営費補助事業」を追加しました。</p>
			<p>■厚別区の「北幼稚園」に教育相談員がいるが、相談件数が多く、増員が必要と思われる。</p>	<p>・各区1名の市立幼稚園教員である幼児教育支援員が市立幼稚園を会場に地域教育相談を行っています。地域教育相談は、身近な場所で継続して相談できるとして、ニーズが多くなっておりますが、区によって状況が異なることから、支援員同士で連携して対応するなど、業務推進体制の工夫や効率化を図っているところです。(質問にて、「教育相談員」とありましたが、「幼児教育支援員」のことかと思われましたので、そのように回答させていただきました。)</p>
		<p>■子育て家庭が相談先に迷わないよう、コンシェルジュのような人がいるとよい。</p>	<p>・69～70ページの「地域における子育て支援」に掲載している事業・取組のうち、新規事業として「利用者支援事業」を実施することを予定しています。これは、保育所等の保育サービスのほか、地域にある様々な子育てに関する施設や事業について、個々の子育て家庭の状況にあったものを情報提供し、実際に利用できるような支援等を行うものです。27年度からは「第5章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」(88～127ページ)に基づき、区役所や区保育・子育て支援センター(ちあふる)等において実施してまいりたいと考えております。</p>	
第4章	基本目標3 「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」(73～80ページ)	基本施策1 「幼児期の学校教育・保育の質の向上」(74ページ)	<p>■待機児童解消に向けたハード面に関する取組を充実させる一方で、保育の質をどう確保していくかが重要。質の保障は事業者だけにまかせるのではなく、札幌市が責任を持ってやっていくべき。新制度では、公的な保育を行うための知識や技術が不足する施設が出てくるものと推測されるので、そういった施設へのサポートを充実させてほしい。</p>	<p>【計画本書を修正】 ・新制度では、認可事業であることの責任の自覚を促し、保育所保育指針の遵守について説明するとともに、具体的に作成しなければならない保育課程、保育の計画等を課していきます。基礎的かつ実践に則した研修の実施と巡回指導を通してサポートすることで、保育の質を担保できるよう検討しております。現行の保育ママについては、開設より2年間は毎月、3年目は2か月毎、4年目以降は3か月毎に子育て支援部の家庭的保育指導者による巡回指導を行って保育状況の確認と指導を実施しております。なお、ご意見を踏まえ、74ページの「教育・保育の質の向上」に研修等の支援の対象として、地域型保育事業職員を追記しました。</p>
			<p>■保育ママ、多様な保育サービスなどの支援の場を作っても、そこで支援を行う者に対する育成や支援を行わなければ、むしろ問題は深刻になると考えるが、支援者養成ならびに支援者支援をどのように施策として行うのか。</p>	<p>・保育ママには、現在連携施設としての役割を担っている公立保育園の10年以上の職員に対しての指導者研修を受講するよう勧め、延べ59名が指導者研修を修了しております。今後は私立保育園や認定こども園等新規連携施設に対して指導者研修への受講案内を行い、連携施設による支援体制の確保を検討しているところです。なお、ご意見を踏まえ、74ページの「教育・保育の質の向上」に研修等の支援の対象として、地域型保育事業職員を追記しました。</p>
			<p>■小規模保育や家庭的保育においては、保育者の数が少ないことやその後の保育の影響を懸念してから、利用者が不満等を伝えにくい状況にあると考えられるため、利用者の不安や疑問などを伝えるシステムを再構築してほしい。公的な保育である以上、これらの施設は認可保育所と同等の質を目指すべきであり、そのためにも利用者の声を聞くことは重要だと考える。</p>	<p>・保護者が不安を抱かないよう保育方針や保育状況等、保護者に対して情報共有する仕組みをつくり、利用者の声を聞くシステムを持てるよう指導していきます。 また、認可保育所と同等の保育の質を確保するためにも、「保育所保育指針」を遵守し、保護者支援に取り組む体制作りや研修・巡回指導を通してサポートしていきます。なお、ご意見を踏まえ、74ページの「教育・保育の質の向上」に研修等の支援の対象として、地域型保育事業職員を追記しました。</p>
			<p>■74ページの「市立幼稚園研究実践の推進と発信」について、市立幼稚園・認定こども園・保育所の別なく、質の高い幼児教育に対する研究を行うことが重要と考える。ぜひとも、部局の垣根を払い質の高い幼児教育についての研究を進めていただきたいと思う。</p>	<p>・子ども・子育て支援新制度下においては、学校教育と保育の一体的提供がうたわれていることから、これまで以上に研究に関わる連携体制や研究成果の発信、共有の方法について、工夫してまいります。</p>

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答	
第4章	基本目標3 「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」(73～80ページ)	基本施策3 「子どもの健やかな育ちを支える環境の充実」(76～79ページ)	<p>■78ページに「新型児童会館整備事業」が掲載されているが、具体的な説明をお願いしたい。</p> <p>■安全・安心な放課後の居場所づくりとして、放課後の子どもたちの待機児童問題はある程度クリアできたと思うが、46ページの子どもの権利の基本方針にあるとおり「子どもが自分らしく伸び伸びと成長・発達していく」ためには、保護者へのケアや食育としてのおやつ(子どもに必要な4回食としての)等質の問題を解決していく必要がある。「遊びの場」としてだけではなく「生活の場」として質を確保してほしい。</p> <p>■子どもを生み育てることは、生み育てる年齢になってから支援が行われるばかりでなく、子ども時代から乳児に触れ、養育に関わることが役立つと考えるが、このような視点からの施策がないのは残念。例えば、10代から託児支援のための研修会を行う市町村もあると聞くが、札幌市ではこうした観点からの子育て支援は構築できないか。</p>	<p>・児童会館は、施設の老朽化といった課題のほか、中学校区単位で整備してきたことによる利便性や安全性の地域間・小学校間格差といった課題を抱えています。こうしたことから、児童会館を学校施設等と複合化し、また、ミニ児童会館は学校改築時に児童会館へと転換していくことで、1小学校区1児童会館の設置を目指します。児童会館の複合化により、学校の図書室、体育館、特別教室等の有効活用による活動面積の拡大や体験活動メニューの充実が可能となります。</p> <p>・本計画においては、過密化の解消や登録児童数に応じた従業者を配置することで、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしています。今後の運営の検討にあたっては、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
		基本施策4 「社会的自立が困難な若者への支援体制の充実」(79～80ページ)	<p>■現在、不登校からひきこもりに陥り自立が困難な若者が増えている。「若者支援総合センター」をはじめ各区にも若者の就職を支援する施設があるようだが、より一層の充実を図っていただきたい。</p> <p>■80ページの「中学校卒業等進路支援事業」について、若者支援総合センターへつなげ、学びなおしの支援を実施する主体は誰か。</p> <p>■80ページの「社会体験機会創出事業」について、自立困難な若者のために企業を開拓し、マッチングするのは具体的に誰が行うのか。また、当該事業におけるボランティアとは具体的にどんな方たちなのか。</p>	<p>・若者支援総合センターでは、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」のネットワークを活用し、ジョブカフェ北海道や、札幌わかものハローワーク等雇用分野の関係機関とも積極的な連携を図っているところであり、引き続き様々な関係機関との連携のもと、困難を有する若者の社会的自立に向けて取り組んでいきます。</p> <p>・若者支援総合センターに、進路支援員1名を配置し、進路支援員を主体として市内中学校・高等学校への協力要請や、若者支援総合センターへつながった生徒の支援方針の策定等を行い、その後の学習支援、就労支援等につなげていきます。</p> <p>また、札幌市からも、毎年度、市内の市立中学校・高等学校において卒業を控えた全生徒へ向けて、本事業についての周知に取り組んでいる他、市内の道立・私立高等学校へも事業の周知を行っています。</p> <p>なお、卒業等が若者支援総合センターにつながった後は、センター職員による支援を開始し、学び直しを必要とする子どもたちには、最寄りの児童会館などを活用し、大学生ボランティア等による学習支援を行っています。</p> <p>・若者支援総合センターに、キャリアコンサルタントの資格所有者である企業等開拓員1名を配置し、自立支援プログラムを利用する若者の意向も聞きながら、職業体験等の受入に応じていただける企業等を開拓しています。</p> <p>また、生活圏内にある身近な伝手や、アルバイト等の仕事情報を集めたり、個別に若者の相談に応じ、職場体験先やハローワークへの同行を行うボランティアを募集しており、このボランティアから得た情報も企業等開拓の一助としています。</p> <p>なお、ボランティアは、キャリアコンサルタント有資格者が多いですが、主婦、人材派遣業、ハローワーク職員、大道芸人など、様々な方にご登録いただいています。</p>
		基本目標4 「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」(81～87ページ)	基本施策1 「社会的養護の取組の充実」(83ページ)	<p>■83ページの「家庭的な養育環境の整備」における施設の小規模化・グループホームの設置推進について、民間の努力に依らない札幌市独自の財源確保は可能なのか。</p>
				<p><b>【計画本書を修正】</b></p> <p>・ご指摘を踏まえ、78ページの「多様な体験機会の提供」に、子育て支援総合センター等において、子どもが乳幼児とふれあうことで、命の尊さや男女が育児に関わる大切さを学ぶ「小・中・高校生等の育児支援体験」を代表的な事業として追加しました。</p>

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答
第4章 基本目標4 「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」(81～87ページ)	基本施策2 「障がいのある子ども・発達に気になる子どもへの支援の充実」(84～87ページ)	<p>&lt;施策の方向性について&gt;(84ページ)</p> <p>■内容的に大きな異論はないが、①『さっぽろ障がい者プラン』で述べられている『障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う社会の実現』や②教育分野で強調されている「インクルーシブ」という文言、考え方は触れるべきと考える。</p>	<p>【計画本書を修正】</p> <p>・ご指摘を踏まえ、84ページの&lt;施策の方向性&gt;のはじめの段落で、インクルーシブの視点を盛り込んだ記載内容に修正しました。</p>
		<p>■84ページの&lt;施策の方向性&gt;に「保育所や幼稚園、学校などの受入れ体制を充実していく」とあるが、具体的にどのような受入れ体制を考えているのか。</p>	<p>・保育所や幼稚園における障がい児への支援は、子どもの特性についての理解を深め発達に促していけるよう、研修などにより教育・保育の質の向上を目指しており、質の高い教育・保育を提供することで充実した受入れ体制ができる考えております。就学に際しては、区幼保小連携推進協議会において保育所・幼稚園・小学校の連携体制が構築されてきており、特に「幼保小連絡会」による支援内容の引継ぎや教育相談の活用を保護者に働きかけることで保護者の就学に関する不安を解消し、継続的な支援が行えるものと考えております。</p>
		<p>&lt;各事業・取組について&gt;</p> <p>■障がい児支援が多岐にわたっているが、保護者が各機関へ申請しなくてはならないのが課題であり(特にひとり親家庭は困難)、コンシェルジュ的な人員の配置など(福祉・教育・医療すべてにおいて)が必要と思われる。</p>	<p>・福祉・教育・医療等の各分野の支援について、各機関の窓口等に相談があった際には、相談内容に応じて適切な窓口につなぐなど各機関が連携を密にし、必要な支援が行き渡るよう努めてまいりたいと考えております。</p>
		<p>■障がい児の相談を熱心に行っている事業所もあるが、うまく活用されていないので、組織を再編成しネットワーク会議をさらに充実させる必要があると思う。また、ケアマネージャーが、介護が必要な高齢者の世話をするように、障がい者にも同様の仕組みが定着するとよい。</p>	<p>・札幌市の附属機関である自立支援協議会においては、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行っております。</p> <p>また、平成24年度から、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用にあたりサービス等利用計画を作成する、「計画相談支援・障害児相談支援」の制度が開始されました。札幌市では、対象となる障害児者を順次拡大し、平成26年10月から、サービスの申請をされる方すべてを対象としております(更新申請は平成27年1月以降有効期限を迎える方)。</p>
		<p>■86ページの「障がい児保育事業(障がい児保育巡回指導含む)」について、発達に不安を抱える子どもが増えている現状にあるため、年2回の巡回指導を年3～4回へ増やしたり、巡回指導による園に対しての助言を障がい児保育認定システムに連動して、早期に個別支援を行える体制を構築するなど、巡回指導を充実していただきたい。</p>	<p>・障がい児保育巡回指導は一人一人の子どもの発達過程や障がいの状況に応じて保育されているかを確認し、園に対し具体的な保育について助言しております。</p> <p>子どもの発達を確認するためには、ある程度の期間を経て、観察することで、子どもの成長を確認でき、保育の評価につながるものと考えており、年2回の巡回が適切であると考えます。</p> <p>また、巡回指導と障がい児保育の認定システムへの連動については、保護者が子どもに対しての発達の特性を理解できるよう園が保護者支援を行うことで、認定制度へつなげていけるものと考えております。そのためにも障がい児保育に関する研修会や、巡回指導での助言を園で共有し、職員間の連携体制をとることで、個別支援や保護者との連携が図れるものと考えてます。</p>
		<p>■学びのサポーターの活用校数は増えているが、1人当たりの相談時間数が少なく、質の確保が重要。</p>	<p>・学びのサポーターによる支援は、各学校における特別支援教育の推進に大きな役割を果たしております。しかしながら、現状において、サポーターの活用時間数が十分とは言えないことから、今後についても、本事業の拡充について、検討してまいります。(質問にて、「相談時間数」とありましたが、学びのサポーターは特別な教育的支援を必要とする子どもに対して学校生活上必要な支援を行う有償ボランティアです。そのため、学習補助や身体介助など、様々な場面での「サポーターの活用時間」ということで回答させていただきました。)</p>
		<p>■86ページの「支援をつなぐ幼保小連携の推進」の対象に、福祉、具体的には区内の札幌市障がい者相談支援事業所(委託相談支援事業所)を入れていただきたい。</p>	<p>・保護者の了解を得た要支援児の支援内容を引継ぐ「幼保小連絡会」を各区幼保小連携推進協議会の中で実施しております。今後も就学前の幼児の育ちを円滑に小学校につないでいくための関係機関、関係者の連携体制の在り方について、検討してまいります。</p>
		<p>■86ページの「特別支援学級の整備・拡充」について、本人の希望により可能な限り普通学級に通える体制の整備を引き続き行うべきだが、この項目に、「肢体不自由」の子ども達の特別支援学級の整備も含めるべきと考える。いろいろな経過の中で現状があることは理解できるが、今日、障害者権利条約を批准し障害者差別解消法が成立したことを考えると、市内に体が不自由な子ども達が通える特別支援学級がひとつもないことは極めておかしい。</p>	<p>・肢体不自由の特別支援学級については、原則として、補装具によっても歩行や筆記等、日常生活における基本的な動作に軽度の困難があり、それによって、小・中学校における通常の学級での学習が難しい程度の肢体不自由であるお子さんを対象としておりますが、これまでは、その対象となるお子さんからの開設要望が無かったところです。</p> <p>なお、学校教育法施行令第22条3項の障がい基準に該当する児童生徒は、原則特別支援学校とされておりましたが、平成25年9月、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められました。</p> <p>このため、今後は、障がい基準に該当する児童生徒の対応についても、検討してまいります。</p>
<p>■軽度の発達障がい児への支援(特に小・中・高)が少なく、特に中学校では、サポートの先生の配置や通級など、制限や制約があるのか困難なことが多い。また、子どもによっては、特別支援学級では物足りないが、普通学級では難しい場合があるので、教科によって、中学校のように教科担当や個別指導も必要だと思う。</p>	<p>・特別な教育的支援を必要とする子どもが、個々のもつ力を最大限発揮できるよう、学びのサポーターの活用や通級指導教室の整備などを推進しています。また、各学校においては、障がいの状況などを踏まえて一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を構築するとともに、巡回相談員等の訪問による助言の活用などを行っているところです。今後は、指導・支援の一層の充実に向けて、教員の研修や巡回相談員等による具体的な助言の充実などに努めてまいります。</p>		

質問・意見箇所		質問・意見概要	事務局回答
第4章	基本目標4 「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」 (81～87ページ)	基本施策3 「ひとり親家庭への支援の充実」(87ページ)	<p>・札幌市では、父子家庭も含めひとり親家庭への支援について、今年1月に策定した「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき実施しております。家事等の支援を行う「日常生活支援事業」や各種就業支援に関する事業などについて父子家庭を対象としているほか、今年10月からは、国の法改正を受け父子福祉資金の貸付制度を創設したところです。今後とも、父子家庭への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
	その他	<p>■貧困の再生産を防ぐためにも、配慮を要する子どもと家庭へのきめ細かな支援が必要。企業への労働条件の改善、小学校卒業までは希望する学童保育へ優先的に入れて会費の減免も受けられるというような具体的な施策を望みます。</p>	<p><b>【計画本書を修正】</b> ・子どもの貧困への対応については、基本目標1-基本施策3の&lt;施策の方向性&gt;(52ページ)の一番最後の段落に貧困対策を検討する旨追記しました。今後は、法に基づく大綱や国・北海道の動向を見据えながら、計画にある取組を進める中で具体的な対応を検討していきます。</p>
第4章	その他	<p>&lt;家庭内暴力・配偶者暴力に対する支援について&gt; ■児童虐待の半数近くにDV(ドメスティックバイオレンス)の事実が認められるなど、児童虐待と家庭内暴力・配偶者暴力は離せない課題だと思うので、児童虐待の窓口があるならば、配偶者暴力への窓口や保護施設、支援体制の強化なども組み込んだ札幌市の体制づくりをお願いしたい。</p>	<p>・ご指摘のとおり、DVと児童虐待が関連する場合も多いものと認識しておりますが、本計画では子育て家庭への支援を中心に整理しているところであり、すべての家庭に起こりうるDVに対する支援について、本計画での記載は割愛させていただきます。 なお、配偶者暴力等への対応については、本市において現在作成中の「第2次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」において詳細が整理されることとなります。</p>
		<p>&lt;各事業・取組の周知について&gt; ■いろいろとよい取組がある中で、それが市民にきちんと届いていないのが問題。戦略的にPRを行っていく必要があるのではないか。  ■70ページの「さっぽろ子育てサポートセンター事業」等を活用したい方は大勢いると思うが、そういった取組を知らない方が大半だと思うので、いかなる方法で宣伝していくかが今後の課題だと思う。</p>	<p>・子ども・子育て支援に関する事業・取組の市民への周知は非常に重要であると認識しておりますので、基本施策3の&lt;施策の方向性&gt;(69ページ)で示しておりますが、効果的な情報発信について検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
第6章	3「成果指標の設定について」(130ページ)	<p>■計画の成果指標のひとつである『市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合』について、現状値が34.8%、目標値が45%となっているが、どのようにそれぞれの値を算出しているのか。</p>	<p>・当該指標における現状値34.8%は、平成26年3月1日現在の「(里親等委託数+グループケア等定員数)/(里親委託数+児童養護施設等定員)」で算出しています。 また、目標値については、他の成果指標と同様(他計画から引用した指標を除く)、札幌市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の成果指標における実績の伸び率などをベースとした積算方法を参照し、算出しています。</p>